

被災者のみなさまへ

ご存じですか？

許認可等の存続期間（有効期間）の延長

期限内に履行されなかった届出等の義務の一定期間の猶予

東北地方太平洋沖地震による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定されました。

これにより、以下の措置が講じられます。

許認可等の存続期間（有効期間）の延長

一定の地域の方々を対象に、運転免許のような許認可等（平成 23 年 3 月 11 日以後に満了するもの）について、存続期間（有効期間）が最長で平成 23 年 8 月 31 日まで延長されます（なお、特に必要な場合は、政令・告示により、更に延長されることもあり得ます。）

【許認可等の満了日が延長される主な例】

運転免許

薬局の開設、医薬品販売業の許可

飲食店営業の許可

無線局の免許

満了日が延長される具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日については、別紙をご参照ください。

なお、別紙に掲げられた措置のほか、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方等についても、書面による申出により、満了日の延長が認められる場合があります。

期限内に履行されなかった届出等の義務の一定期間の猶予

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、平成 23 年 6 月 30 日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません（なお、特に必要な場合は、政令により、更に延長されることもあり得ます。）

延長・猶予の対象等、詳細については、許認可等の更新手続を行う担当窓口や法令に基づく届出等の担当窓口にお問合せ・ご相談ください。